

さぬき市社会福祉協議会備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さぬき市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する貸出用の備品を貸し出すことにより地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出に供する備品の種類及び数量は、別に定める。

(貸出の対象)

第3条 備品の貸出を受けることができる者は、次に掲げる市内の団体及び機関(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 地域福祉等を推進する団体等
- (2) 行政に付随する団体
- (3) その他本会会長(以下「会長」という。)が特に認める団体等

(貸出料)

第4条 備品の貸出料は、1備品 1,000円/1回とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は、3日以内とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第6条 会長は、備品の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 本会が使用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 備品を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした行事に使用するおそれがあるとき。
- (5) 政治的、宗教的行事又はこれらに類する行事に使用するおそれがあるとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、会長が適当でないとき。

2 会長は、前項第5号に該当する場合において、文化的又は習俗的行事で広く一般に公開され、かつ、市内の地域福祉に寄与するものと認められるときは、備品の使用を許可することができる。

(申請及び許可等)

第7条 貸出及び返却の事務は、次の各号による。

- (1) 備品の貸出を受けようとする団体等は、借用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは当該備品の使用期間が他の団体等と重複していないことを確認の上、備品を貸し出すものとする。
- 3 貸出及び返却の事務は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用の許可を受けた団体等(以下「使用団体等」という。)は、その権利を譲渡し、又はその備品を転貸してはならない。

(使用許可の取消等)

第9条 会長は、必要あるとき、又は使用団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用条件を変更し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、備品の管理上、支障があると認められるとき。

(返還)

第10条 使用団体等は、備品の使用が終わったとき、又は使用許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用団体等は、自己の責めに帰すべき原因により、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用団体等の責任において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

課 長	担 当

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

さぬき市社会福祉協議会長 殿

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

電 話

さぬき市社会福祉協議会備品借用申請書

さぬき市社会福祉協議会備品貸出要綱第7条第1項の規定により、備品の使用について次のとおり申請します。

なお、備品の使用については、さぬき市社会福祉協議会備品貸出要綱を遵守し、さぬき市社会福祉協議会長の指示に従います。

借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
返却日	令和 年 月 日	備品貸出時間	
使用目的		備品返却時間	
使用場所			
備品名	数 量	備 考	

上記申請のあった備品について、上記内容により許可する。

さぬき市社会福祉協議会

会長 中村 修

用務取扱い

課長

印

返却日及び確認印

返却日及び確認印